

43 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【7,020(20,650)百万円】

対策のポイント

引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直売施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援します。

<背景／課題>

最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

政策目標

荒廃した状態の耕作放棄地について、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に概ね10万haを再生

<内容>

1. 耕作放棄地再生利用交付金（拡充）

再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）

再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）

・荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】

・荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 【補助率1/2等】

土壤改良（肥料、有機質資材の投入等）【2.5万円/10a（最大2年間）】

営農定着（作物の作付け）【2.5万円/10a（1年間）】

就農研修（農業法人等実践研修、IJUターン等就農研修）【定額】

経営展開（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等）【定額】

施設等補完整備：用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備 【補助率1/2等】

耕作放棄地再生利用交付金 6,100(19,509)百万円

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

2. 耕作放棄地再生利用推進交付金

都道府県協議会推進事業：地域協議会に対する指導・助言等 【定額】

地域協議会推進事業：荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、再生利用者への指導・助言等 【定額】

耕作放棄地再生利用推進交付金 920(1,141)百万円

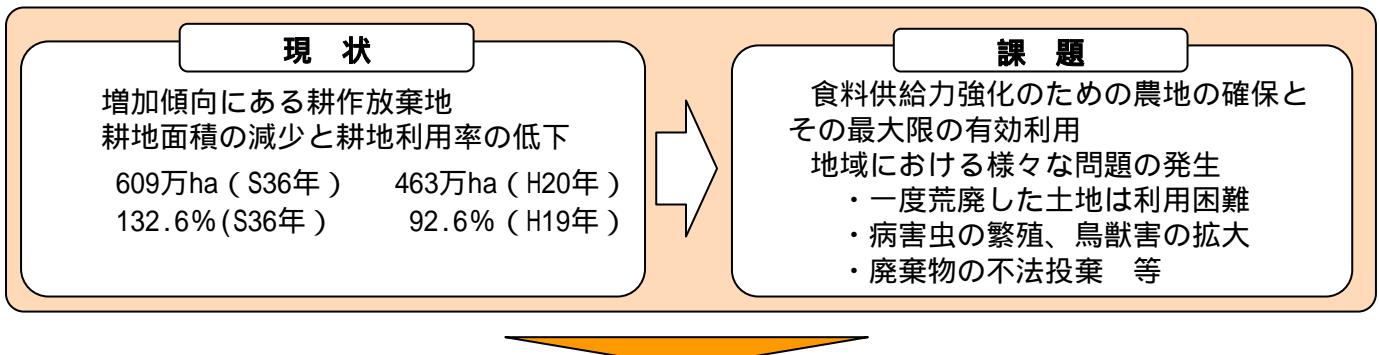
補助率：定額

事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課 (03-6744-2442(直))

耕作放棄地再生利用緊急対策の概要



【対策内容】

1. 事業概要 引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直売施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援する。
2. H22概算要求額 70.2億円
3. 実施期間 平成21年度～平成25年度
4. 補助率 定額、1/2等
5. 実施主体 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）

耕作放棄地再生利用交付金 (H22概算要求額 61.0億円)

- (1) 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）
再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1/2等】土壤改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）【2.5万円/10a(最大2年間)】
営農定着（作物の作付け）【2.5万円/10a（1年間）】
就農研修【定額】
(農業法人等実践研修、I J Uターン等就農研修)
経営展開【定額】
(経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等)
- (2) 施設等補完整備【1/2等】
(用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備)

耕作放棄地再生利用推進交付金 (H22概算要求額 9.2億円)

- (1) 都道府県協議会推進事業【定額】 地域協議会に対する指導・助言等
- (2) 地域協議会推進事業【定額】 荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、再生利用者に対する指導・助言等



【交付金の流れ】

